

A10

第三者評価結果

A-1-(2)-⑨ 長時間にわたる保育のための環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。

a

【判断基準】

- a) 長時間にわたる保育のための環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。
 - b) 長時間にわたる保育のための環境を整備し、保育の内容や方法に配慮しているが、十分ではない。
 - c) 長時間にわたる保育のための保育環境の整備、保育の内容や方法に配慮していない。
- ア 1日の生活を見通して、その連續性に配慮し、子ども主体の計画性をもった取組となっている。
 - イ 家庭的でゆったりと過ごすことができる環境を整えている。
 - ウ 子どもの状況に応じて、おだやかに過ごせるよう配慮している。
 - エ 年齢の異なる子どもが一緒に過ごすことに配慮している。
 - オ 保育時間の長い子どもに配慮した食事・おやつ等の提供を行っている。
 - カ 子どもの状況について、保育士間の引継ぎを適切に行っている。
 - キ 担当の保育士と保護者との連携が十分にとれるように配慮している。

<コメント>

一人ひとりの子どもの保育時間を考慮し、生活リズムを整えるよう配慮しています。送迎時間も、遅く帰る子どもは遅い登園も良しとするなど柔軟に対応しています。長時間保育の子どもについては、ゆったりと過ごし、遊びもゆったり楽しめるように工夫しています。子どもの様子を見て、疲れている様子であればそれを考慮し、状況に応じて、個別に対応しています。夕食やおやつの提供をしており、おやつは菓子ではなく、夕食の一品を出し、温かいものは温かい状態で提供しています。延長保育日誌に記録し、職員間の引継ぎはノートや口頭でも行い、伝え忘れないように工夫しています。保護者へは、連絡帳だけでなく、お迎え時に、口頭でも様子を伝えています。

A11

第三者評価結果

A-1-(2)-⑩ 小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。

b

【判断基準】

- a) 小学校との連携、就学を見通した計画に基づいて、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。
 - b) 小学校との連携、就学を見通した計画に基づいて、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮しているが、十分ではない。
 - c) 小学校との連携や就学を見通した計画、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮がない。
- ア 計画の中に小学校との連携や就学に関連する事項が記載され、それに基づいた保育が行われている。
 - イ 子どもが、小学校以降の生活について見通しを持てる機会が設けられている。
 - ウ 保護者が、小学校以降の子どもの生活について見通しを持てる機会が設けられている。

- エ 保育士等と小学校教員との意見交換、合同研修を行うなど、就学に向けた小学校との連携を図っている。
- オ 施設長の責任のもとに関係する職員が参画し、保育所児童保育要録を作成している。

<コメント>

全体的な計画の中に、小学校との連携(接続)の記載があり、それに基づいた保育がなされています。5歳児クラスは年間を通して就学を意識した保育が行われます。時間を意識することや、身の回りのことが一人ができるよう、生活のなかに取り入れています。就学前に近隣の小学校に行き、小学生と交流する機会を設けることで、小学校以降の生活について見通しを持てるようになっています。保護者へは、クラスだより等で文章にして情報を伝え、安心して就学が迎えられるようにしています。施設長の責任のもとに関係する職員が参画し、児童保育要録を作成しています。子どもたちが通う小学校の先生とは、特に配慮を必要とする子どもについて、来園いただき面談しています。特に問題のない子どもについては、電話での意見交換となっており、今後、面談や合同研修を行なうなど、より一層の連携が期待されます。

A-1-(3) 健康管理

第三者評価結果

A12 A-1-(3)-① 子どもの健康管理を適切に行っている。

a

【判断基準】

- a) 子どもの健康管理を適切に行っている。
 - b) 子どもの健康管理を適切に行っているが、十分ではない。
 - c) 子どもの健康管理を適切に行っていない。
- ア 子どもの健康管理に関するマニュアルがあり、それに基づき一人ひとりの子どもの心身の健康状態を把握している。
 - イ 子どもの体調悪化・けがなどについては、保護者に伝えるとともに、事後の確認をしている。
 - ウ 子どもの保健に関する計画を作成している。
 - エ 一人ひとりの子どもの健康状態に関する情報を、関係職員に周知・共有している。
 - オ 既往症や予防接種の状況など、保護者から子どもの健康に関する必要な情報が常に得られるよう努めている。
 - カ 保護者に対し、保育所の子どもの健康に関する方針や取組を伝えている。
 - キ 職員に乳幼児突然死症候群(SIDS)に関する知識を周知し、必要な取組を行っている。
 - ク 保護者に対し、乳幼児突然死症候群(SIDS)に関する必要な情報提供をしている。

<コメント>

子どもの健康管理に関するマニュアルがあり、それに基づき一人ひとりの子どもの心身の健康状態を把握し、健康管理を適切に行っています。保護者からは「児童生活調査票」や「生活調査」を提出いただき、既往症や予防接種、アレルギー等を把握しています。入園後は随時保護者から情報を得て記録しています。観察や日中の健康観察により、健康状態を把握し、変化を見逃さないようにし、体調悪化・けがなどについては、保護者に伝えるとともに、必ず事後の確認を行っています。入園時には入園のしおりで、入園後は保健だよりを発行し、感染症や保育園の子どもの健康に関する方針や取り組みを伝えています。乳幼児突然死症候群(SIDS)に関しては、園でマニュアルを作成し、職員に周知し、必要な取り組みを行っています。保護者には、ポスター等を貼り出し周知を図っています。

A13

A-1-(3)-② 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。

第三者評価結果

b

【判断基準】

- a) 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。
- b) 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映しているが、十分ではない。
- c) 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映していない。

- ア 健康診断・歯科健診の結果が記録され、関係職員に周知されている。
- イ 健康診断・歯科健診の結果を保健に関する計画等に反映させ、保育が行われている。
- ウ 家庭での生活に生かされるよう保育に有効に反映されるよう、健康診断・歯科健診の結果を保護者に伝えている。

<コメント>

内科健診を年2回、歯科健診を年1回行っています。クラス会議で健診結果を報告し、職員に周知しています。気をつける事があれば、保護者とも共有し、対応しています。
保護者には、結果票を個人個人に配布し、歯科健診結果は、園で歯の絵を作成し、分かりやすく結果を表示して、保護者に渡しています。
健康診断の結果は、保健に関する計画等に反映させ、保育が行われていますが、歯科健診の結果は、生かしきれていません。今後は保健に関する計画等にも反映されるよう期待します。

A14

A-1-(3)-③ アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受けて適切な対応を行っている。

第三者評価結果

a

【判断基準】

- a) アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け、適切な対応を行っている。
 - b) アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け、適切な対応を行っているが、十分ではない。
 - c) アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、適切な対応を行っていない。
- ア アレルギー疾患のある子どもに対して、「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」をもとに、子どもの状況に応じた適切な対応を行っている。
 - イ 慢性疾患等のある子どもに対して、医師の指示のもと、子どもの状況に応じた適切な対応を行っている。
 - ウ 保護者との連携を密にして、保育所での生活に配慮している。
 - エ 食事の提供等において、他の子どもたちとの相違に配慮している。
 - オ 職員は、アレルギー疾患、慢性疾患等について研修等により必要な知識・情報を得たり、技術を習得している。
 - カ 他の子どもや保護者にアレルギー疾患、慢性疾患等についての理解を図るために取組を行っている。

<コメント>

アレルギー疾患のある子どもに対して、「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」をもとに、子どもの状況に応じた適切な対応を行っています。保護者から提出してもらった「生活管理指導票」をもとに面談を行い、園での給食提供についての理解を得ています。アレルギーや慢性疾患等のある子どもに対して、医師の指示を受け、保護者にも伝え、職員間でも情報を共有し、子どもの状況に応じた適切な対応を行っています。

食事の提供については、見た目がほとんど変わらない代替食の提供や、アレルギー食材を用いない献立を取り入れるなど工夫しています。食事はメニューで保護者に確認をとってから提供しています。職員は、アレルギー疾患、慢性疾患等についての研修等に参加し、最新の知識や情報を得ています。得た知識や情報は、資料を回覧するなどして、周知しています。

A-1-(4) 食事

第三者評価結果

A15 A-1-(4)-① 食事を楽しむことができるよう工夫している。

a

【判断基準】

- a) 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。
- b) 食事を楽しむことができるよう工夫をしているが、十分ではない。
- c) 食事を楽しむことができる工夫をしていない。

- ア 食に関する豊かな経験ができるよう、保育の計画に位置づけ取組を行っている。
- イ 子どもが楽しく、落ち着いて食事をとれる環境・雰囲気づくりの工夫をしている。
- ウ 子どもの発達に合わせた食事の援助を適切に行っている。
- エ 食器の材質や形などに配慮している。
- オ 個人差や食欲に応じて、量を加減できるように工夫している。
- カ 食べたいもの、食べられるものが少しでも多くなるよう援助している。
- キ 子どもが、食について関心を深めるための取組を行っている。
- ク 子どもの食生活や食育に関する取組について、家庭と連携している。

<コメント>

食事に関しては、年間指導計画等に位置づけるとともに、食育計画を策定して、乳幼児期にふさわしい食生活に向けて支援を行っています。食事の量は、子どもが自分で適量を判断し、加減を行っています。子ども一人ひとり、それぞれの適量を盛り付けることによって、完食の達成感を味わい、食に対する意欲を高め、食べるることを楽しめるように配慮を行っています。

食育に関する家庭との連携のため、「食育だより」の発行や「食育ニュース」の園内掲示をして、保育所での食事の様子や内容の情報提供を行っています。また、毎年「食育アンケート」を実施して、家庭での悩み、知りたいレシピ、子どもの好みのレシピ、家で人気のメニューについて聞いており、保育所の食育計画に反映するようにしています。

A16 A-1-(4)-② 子どもがおいしく安心して食べることができる食事を提供している。

a

【判断基準】

- a) 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。

b) 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供しているが、十分ではない。

c) 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供していない。

- ア 一人ひとりの子どもの発育状況や体調等を考慮した、献立・調理の工夫をしている。
- イ 子どもの食べる量や好き嫌いなどを把握している。
- ウ 残食の調査記録や検食簿をまとめ、献立・調理の工夫に反映している。
- エ 季節感のある献立となるよう配慮している。
- オ 地域の食文化や行事食などを取り入れている。
- カ 調理員・栄養士等が、食事の様子を見たり、子どもたちの話を聞いたりする機会を設けている。
- キ 衛生管理の体制を確立し、マニュアルにもとづき衛生管理が適切に行われている。

<コメント>

献立や調理に当たっては、子どもの食べる量や好き嫌いをなどに配慮しています。栄養士は、子どもと一緒に食事をするなどして子どもの食事の様子を見ながら献立や調理の工夫を行っています。調理の工夫・改善例としては、焼きを蒸しに変更するなど調理方法を改善しました。子どもがあまり好まない食材であっても食べて貰いたいものに興味を持って貰う工夫を行っています。

食材に触れる体験、調理体験、園庭のプランターでの野菜栽培、調理に関するクイズ等で子どもたちに食材を身近に感じて貰う取り組みです。食事で季節感を感じて貰うため、七草がゆ、節分の恵方巻き、ひな祭りのちらし寿司、6月のあじさいをイメージした紫色のゼリー、ハロウィンのカボチャなど、多彩な行事食等を提供して楽しい食生活を演出しています。衛生的で安心な食事を提供するため、「衛生管理マニュアル」に基づき、調理室の衛生管理や調理をしています。

A-2 子育て支援

A-2-(1) 家庭との緊密な連携

第三者評価結果

A17 A-2-(1)-① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。
【判断基準】

a

- a) 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。
- b) 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っているが、十分ではない。
- c) 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っていない。

- ア 連絡帳等により家庭との日常的な情報交換を行っている。
- イ 保育の意図や保育内容について、保護者の理解を得る機会を設けている。
- ウ 様々な機会を活用して、保護者と子どもの成長を共有できるよう支援をしている。
- エ 家庭の状況、保護者との情報交換の内容を必要に応じて記録している。

<コメント>

保護者とは登降園の際の声かけや連絡帳により日常的な情報交換をしています。保育の様子や内容については、毎月発行の「園だより」や「クラスだより」で伝えるとともに、保護者参加の行事の機会を通して保護者の理解を得るように努めています。「カーニバル」「フェスタ」「運動会」などの行事そして個人面談、保育参加の場合は、保護者と子どもの成長を共有できる良い機会となっています。

「カーニバル」は、保護者と子どもが登園して一緒に遊ぶイベントですが、今年はコロナ禍で開催ができていません。「フェスタ」は、子どもが日頃練習した出し物を発表する場で、保護者・子どもが楽しみにしているものなので、感染防止に注意しながらこれから取り組む予定です。保護者懇談会や個人面談の内容は記録して関係職員で情報共有できるようにしています。

A-2-(2) 保護者等の支援

第三者評価結果

A18 A-2-(2)-① 保護者が安心して子育てができるよう支援している。

a

【判断基準】

- a) 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。
- b) 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っているが、十分ではない。
- c) 保護者が安心して子育てができるようにするための支援を行っていない。

- ア 日々のコミュニケーションにより、保護者との信頼関係を築くよう取組を行っている。
- イ 保護者等からの相談に応じる体制がある。
- ウ 保護者の就労等の個々の事情に配慮して、相談に応じられるよう取組を行っている。
- エ 保育所の特性を生かした保護者への支援を行っている。
- オ 相談内容を適切に記録している。
- カ 相談を受けた保育士等が適切に対応できるよう、助言が受けられる体制を整えている。

<コメント>

保護者とは、子どもの送迎の際に声かけをしたり、こまめに連絡帳を活用して情報交換をするなど、信頼関係が築けるようにしています。定期的な個人面談の他に、必要な時にはいつでも相談を受けることができるなどをクラスだよりでお知らせをしたり、また個別に声かけを行っています。相談の日程は、保護者の都合を優先して受けています。

相談を受ける際には、プライバシーが守られるように個室での対応を行っています。相談の内容は、園長や主任保育士に報告することになっており、アドバイスを受けられる体制になっています。保育士は、保護者支援やカウンセリングの研修を受講するなど、相談技術の向上に取り組んでいます。相談内容は、記録に残して職員間で情報共有をし担当者だけで抱え込まないように組織的な取り組みをしています。

A19

第三者評価結果

A-2-(2)-② 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。

a

【判断基準】

- a) 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。
 - b) 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めているが、十分ではない。
 - c) 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めていない。
- ア 虐待等権利侵害の兆候を見逃さないように、子どもの心身の状態、家庭での養育の状況について把握に努めている。
- イ 虐待等権利侵害の可能性があると職員が感じた場合は、速やかに保育所内で情報を共有し、対応を協議する体制がある。
- ウ 虐待等権利侵害となる恐れがある場合には、予防的に保護者の精神面、生活面の援助をしている。
- エ 職員に対して、虐待等権利侵害が疑われる子どもの状態や行動などをはじめ、虐待等権利侵害に関する理解を促すための取組を行っている。
- オ 児童相談所等の関係機関との連携を図るための取組を行っている。
- カ 虐待等権利侵害を発見した場合の対応等についてマニュアルを整備している。
- キ マニュアルにもとづく職員研修を実施している。

<コメント>

家庭での虐待等権利侵害の兆候を見逃さないように、子ども・保護者の状態を把握しており、状態の変化や様子の異常を感じたときには、園長等に報告するなど保育所内での情報共有をしています。虐待等の予防的な対応としては、保護者に声かけをして、育児等の悩み事を傾聴するなど精神面のケアをしています。子どもの日頃の様子を観察しており、着替え、箸、コップ等の持ち込みのものが清潔を保持して用意されているかを確認しています。

虐待等の事例については、区と情報共有をしています。区の保健師が来園して、子ども虐待の話を聞いて貰うなど連携して虐待防止に取り組んでいます。虐待等を把握したときは、区の担当部署や児童相談所に連絡を取れる体制になっています。マニュアル「児童虐待の早期発見と対応」を整備し、職員会議等で内容を確認したり、市や区の関連研修を受講しています。玄関には、「STOP！こども虐待」のポスターを掲示しています。

c) 保育士等が主体的に保育実践の振り返り（自己評価）に取り組んでいない。

- ア 保育士等が、記録や職員間の話し合い等を通じて、主体的に自らの保育実践の振り返り（自己評価）を行っている。
- イ 自己評価にあたっては、子どもの活動やその結果だけでなく、子どもの心の育ち、意欲や取り組む過程に配慮している。
- ウ 保育士等の自己評価を、定期的に行っている。
- エ 保育士等の自己評価が、互いの学び合いや意識の向上につながっている。
- オ 保育士等の自己評価にもとづき、保育の改善や専門性の向上に取り組んでいる。
- カ 保育士等の自己評価を、保育所全体の保育実践の自己評価につなげている。

<コメント>

保育士は、年間指導計画等の実施状況について、年間計画は、4半期ごとに、月間計画は毎月、クラス内での話し合いにもとづき、自己評価を行い、次の計画の実践に反映しています。自己評価の内容は、指導計画のねらい、養護、教育、食育、配慮事項等に対応したものになっています。また、指導計画に対応した自己評価とともに、毎年、年度末には第三者評価の評価項目に対応した「理念」「計画」等の項目ごとに自己評価を行っています。この一人ひとりの自己評価と毎年実施している保護者アンケートの結果を踏まえて、保育所の自己評価をしています。事業所の自己評価は、玄関に掲示して保護者が閲覧できるようになっています。

A-3 保育の質の向上

A-3-(1) 保育実践の振り返り（保育士等の自己評価）

A20

第三者評価結果

A-3-(1)-① 保育士等が主体的に保育実践の振り返り（自己評価）を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。

a

【判断基準】

- a) 保育士等が主体的に保育実践の振り返り（自己評価）を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。
- b) 保育士等が主体的に保育実践の振り返り（自己評価）を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めているが、十分ではない。